

全国柔整師協会 御中

浅社第366号

令和4年9月7日

浅口市長 栗山 康彦



浅口市子ども医療費給付制度の対象年齢の拡大について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素から、浅口市政に格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和4年10月1日より、子育て世代の負担軽減を図るため、「子ども医療費給付制度」の対象年齢を満18歳に達する日以後の最初の3月31日までに拡大します。つきましては、業務ご多用の所とは存じますが、ご対応の程よろしくお願ひします。

1. 制度改正内容

現物給付扱いは令和4年10月診療分からとなります。

項目	現行	令和4年10月診療分から
有効期間	満15歳に達する日以後の最初の3月31日まで	満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで
除外対象者	なし	なし
助成方法	現物給付	現物給付
公費負担者番号	85330876	現行どおり
受給資格者番号	7桁	現行どおり (すでに受給資格を取得している子どもは、現行の受給資格者番号を引き継ぎます。)

2. 問い合わせ先

〒719-0243

岡山県浅口市鴨方町鴨方 2244-26

浅口市役所 健康福祉部 社会福祉課

電話番号 0865-44-7007